

2021年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号

豊トラスティ証券株式会社

代表取締役会長 多々良 實夫

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）営業時間の終了時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館7階701号
3. 目的事項
報告事項
 1. 第65期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集通知添付書類及び株主総会参考書類について、記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yutaka-trusty.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

＜ 新型コロナウイルス感染症への対応につきまして ＞

新型コロナウイルス感染症への予防及び拡大抑止の為、株主総会会場において運営スタッフのマスク着用での対応や、受付など会場内にアルコール消毒液を設置いたします。

また、株主の皆様には、可能な限り議決権行使書面の郵送にて、議決権の事前行使をお願い申し上げます。なお、当日ご出席を検討されている株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大により内外需ともに大きく下振れておりましたが、経済活動の再開により3月の日銀短観にて発表された業況判断指数(DI)は、大企業・製造業においては6四半期ぶりのプラス圏となり、輸出の増加に加え、円安の進行に伴う収益の改善が景況感の押し上げに作用している一方、内需においては、新型コロナウイルスの感染再拡大による緊急事態宣言の再発令を受け個人消費関連の業種で景況感が再び悪化しております。先行きの経済は、外需については中国向けの資本財や電子部品の需要がけん引し回復基調が続くものの、内需については新型コロナウイルスの感染再拡大による活動制約が重石となり、大きく伸び悩む見通しであります。

一方、世界経済は、米国では新型コロナウイルス感染拡大後の経済活動の再開後、ワクチンの普及やバイデン新政権による追加経済対策により、3月の米国供給管理協会(ISM)製造業景況感指数は64.7と1983年以来となる水準まで上昇し、企業マインドは改善傾向を維持し、個人消費においても3月の消費者マインド指標が上昇し、回復基調をみせております。中国では世界に先駆けて経済活動を再開し、輸出においては新型コロナウイルスの感染前の水準を大きく上回り、個人消費も春節時期の活動制限の強化により足踏みがみられたものの回復傾向が持続しております。先行きは米国においては経済活動規制や外出自粛ムードの緩和に加え、巨額の経済対策や緩和的な金融環境に支えられ回復を続けると予想され、中国においては世界的な資産価格の調整や新型コロナウイルスの感染再拡大などの下振れリスクを含んでおりますが、消費と投資のバランスを考慮した政策誘導により回復の動きが続く見通しであります。

証券市場においては、取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)は、新型コロナウイルス感染者拡大に伴う緊急経済対策が好感され、底堅い動きとなり徐々に下値を切り上げました。5月に入ると、海外で経済活動を再開する動きが相次ぎNYダウが上昇、国内市場も追隨して6月には約3か月ぶりに23,000円台を回復しましたが、その後中国での新型コロナウイルスの感染者増加の報道が再び相場を圧迫し、22,000円台での推移となり、もみ合いを経てNYダウの上昇を背景に堅調な動きとなりました。9月に入りNYダウは下落したものの、首相交代後の新政権下においても経済・金融政策が引き継がれるとの見方が相場を支えました。11月に入り、新型コロナウイルスのワクチン開発の進展や米国大統領選挙を巡る

不透明感が後退したことから26,000円台まで上昇、12月にはNYダウが最高値を更新したことを受け30年ぶりとなる27,000円台まで上昇しました。1月に入り米国ではバイデン新政権が発足し、大規模な経済対策を示したことから米国株が概ね堅調に推移、国内市場も上値追いの展開となり2月には30,000円台まで上昇しました。3月に入ると日銀が金融政策決定会合で、上場投資信託（ETF）の買い入れ対象から日経平均連動型を外すと決定したことから、レンジの下限である28,000円前半を探る動きとなりました。

商品相場においては、原油は3月の急落の後、石油輸出国機構（OPEC）とロシアなど非加盟国を含めたOPECプラスでの協調減産合意への期待から値を戻していましたが、米国の原油在庫の積み増しを背景にNY原油が下落、4月には期近物が一時マイナス40ドルまで暴落したことから国内市場も急落場面となりました。その後は新型コロナウイルス感染拡大で急減していた原油需要が持ち直すとの期待感や、米国の原油在庫減少報道から上昇し、6月には一時30,000円台まで上昇しましたが、米国の原油在庫の高止まりが意識され27,000円を中心としたもみ合いに終始しました。8月には好調な米国経済指標や円安を背景に30,000円台を回復しましたが、9月に入り欧米の株価が急落したことによるリスク回避の動きや、エネルギー需要に対する懸念からNY原油が軟化、国内市場も再度27,000円を中心とした推移となりました。11月には新型コロナウイルスのワクチン開発の進展による経済活動の復帰期待からエネルギー需要減少の懸念が後退したことにより30,000円台を回復し、12月にはOPECプラス会合で減産規模の縮小が小幅に留まったことから上値を追う展開となりました。1月には35,000円近辺でのもみ合いの後、米国の大型追加経済対策による需要回復期待からNY原油が上伸、国内市場も追随して2月には40,000円台を回復しました。3月も続伸場面となり45,000円目前まで上昇しましたが、後半に入ると欧州での新型コロナウイルス感染拡大を受けて原油需要に不透明感が高まり、一時40,000円を割り込みましたが、新型コロナウイルスのワクチンの接種拡大などによる世界経済の回復期待を背景に下値は堅く、月末にかけては42,000円台を回復しました。

金は新型コロナウイルス感染拡大を背景とした経済の停滞に対するリスク回避の動きから堅調な動きとなりました。その後も米国企業が先行き見通しを下方修正したことや、トランプ米国大統領が新型コロナウイルス感染拡大の責任は中国にあるとの認識を示し、対中強硬姿勢を強めたことから金への資金流入が続きNY金が上昇、主要通貨に対してドル安が進んだこともリスク回避の金買いを誘い、国内市場も7,032円の上場来高値を更新しました。しかしその後は新型コロナウイルスに対するワクチン開発への期待感や、トランプ政権による経済対策を支えに米国株式が堅調であったことから利益確定の売りに6,500円付近まで下落し、その後も換金売りが誘われ6,300円台での推移となりました。10月には米国の追加経済対策の協議や大統領選挙を巡る不透明感からNY金が上昇、国内市場は6,400円台

での上値の重い推移となりましたが、11月中旬に入り、新型コロナウイルスのワクチン開発の進展や米国大統領選挙を巡る不透明感が後退したことから5,900円まで下落しました。12月には新型コロナウイルスの感染再拡大や米国の追加経済対策への期待から再び金を買われ、6,300円近辺での推移となりました。1月に入り6,488円まで値を戻した後、米国の長期金利上昇を背景にドルが堅調に推移したことからNY金下落、3月には国内市場も5,800円を割り込みましたが、その後はインフレに対する警戒感が下支えとなり6,000円台まで回復しました。

トウモロコシは3月末に米国農務省が発表した作付意向面積が、前年を大幅に上回る内容であったことや、新型コロナウイルス感染拡大の懸念から軟調に推移、主要産地である米国の作付けが順調に進んだことも圧迫要因となりました。5月に入ると天候相場特有の動きから反発場面となり水準を切り上げましたが、6月後半には新型コロナウイルスの感染者が増加したことで第二波への懸念が強まり、需要後退見通しから上値の重い展開となりました。その後は米国農務省から発表された作付意向面積が大幅に下方修正されたことから上昇しましたが、豊作予想が上値を抑えるなど天候相場特有の動きとなりました。8月後半からは中国が穀物を大量に買い始めたことで現物市場が上昇したことにより先物市場も追隨して24,000円台を試す動きとなりました。10月の後半には米国の輸出成約の増加や南米の乾燥天候による作付遅れなどから25,000円付近まで上昇したものの11月初旬に新型コロナウイルスの感染再拡大や米国大統領選挙を巡る不透明感から上値の重い展開となりました。12月後半にはアルゼンチンの乾燥気候と同国の輸出禁輸措置、中国からの旺盛な需要により上昇し、25,710円の年初来最高値で年内の取引を終えました。1月には中国による大量買付が報じられシカゴ市場が上昇、南米での天候悪化も強材料となり2月には30,000円を示現しました。3月に入ると米国農務省による作付意向面積の発表を月末に控えて30,000円手前での小動きに終始しました。

為替市場においては、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、市場が大きく揺らぐ中、欧米で感染拡大ペースがやや鈍化したことを受けて、投資家心理が改善したことからドル円相場は4月には109円台前半まで円安ドル高が進みました。しかし5月に入ると、新型コロナウイルスを巡って、米中両国の対立懸念が強まり、リスク回避の動きから105.96円まで円高ドル安が進むなど荒い動きとなりました。107円半ばでもみ合いとなった後、5月の米国雇用統計が市場予想を上回る内容だったことから、米国景気の早期回復への期待感からドル買いが進行し109.85円まで上昇しましたが、その後は修正場面から再び107円台での推移となりました。7月後半以降は米国の追加経済対策の協議の進展が見られないことから円高ドル安傾向となり、106円を中心に推移し、9月に入ると米連邦公開市場委員会（FOMC）の声明で事実上のゼロ金利政策が、2023年末まで維持されるとの見通しが示されたことを受け、一時103.94円まで下落しました。10月にはトランプ大統領の

退院報道や米国追加経済対策への期待感から106.12円まで上昇しましたが、欧米での新型コロナウイルスの感染再拡大を受け円買いドル売りが優勢となりました。11月中旬以降は、新型コロナウイルスのワクチン開発の進展報道が相次いだ一方、米国経済指標の下振れや米国内での新型コロナウイルスの新規感染者の増加を受け104円台前後で推移しました。12月は104円台前半を中心に方向感を欠く展開でしたが、米国経済指標が市場予想を下回る結果となったほか、FOMCでの追加緩和観測を受けて一時102.87円まで下落しました。その後、米国でバイデン新政権が発足し、大型景気対策により米国債が増発されるとの思惑から米国長期金利が上昇して104円台で推移、大統領就任後も大型経済対策や新型コロナウイルスのワクチン普及などで早期の米景気回復期待が高まったことから円安ドル高の流れとなり、110.70円で年度内の取引を終えました。

このような環境のもとで、当社グループの当連結会計年度の商品デリバティブ取引の総売買高1,501千枚(前年同期比18.3%減)及び金融商品取引の総売買高2,238千枚(前年同期比62.6%増)となり、受入手数料5,808百万円(前年同期比12.3%減)、トレーディング損益58百万円の利益(前年同期比85.1%減)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は営業収益5,891百万円(前年同期比16.3%減)、純営業収益5,868百万円(前年同期比16.3%減)、経常利益699百万円(前年同期比53.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益536百万円(前年同期比34.2%減)となりました。

今後の安定的な収益拡大に向け、商品デリバティブ取引、取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び取引所為替証拠金取引「Yutaka24」を3本柱とし、特に取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」等の金融商品取引は急成長の途にあり、引き続き大きく成長させるよう注力してまいります。また、(株)大阪取引所における先物取引等取引資格を得て「日経225先物取引」等の証券デリバティブ市場への進出を検討しております。

(2) 設備投資の状況

当社グループ(当社及び連結子会社)の当連結会計年度における設備投資の総額は、73百万円であり、主として商品デリバティブ取引業及び金融商品取引業における新システムの対応等に投資しております。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 62 期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第 63 期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第 64 期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第65期(当連結会計年度) (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営 業 収 益	4,978	5,911	7,041	5,891
純 営 業 収 益	4,958	5,879	7,013	5,868
経 常 利 益	334	766	1,488	699
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	267	578	815	536
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	33.31	72.22	107.39	98.02
総 資 産	53,261	51,124	55,030	68,789
純 資 産	9,219	9,668	8,856	9,296

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 当社は、株式給付信託(J-ESOP)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。
3. 当社は、株式給付信託(BBT)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。
4. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第63期の期首から適用しており、第62期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
5. 当連結会計年度より、当社の主要な事業である商品デリバティブ取引業における貴金属市場に代表される主要商品が榊大阪取引所に移管されたこと等により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業經理の統一に関する規則」(日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付)に準拠して作成してするように表示方法を変更しております。この変更に伴い第62期から第64期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 62 期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第 63 期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第 64 期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第65期(当事業年度) (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営 業 収 益	4,909	5,770	6,802	5,820
う ち 受 入 手 数 料	4,842	5,678	6,636	5,822
純 営 業 収 益	4,888	5,738	6,774	5,797
経 常 利 益	367	743	1,452	796
当 期 純 利 益	305	569	819	665
1株当たり当期純利益 (円)	38.09	71.10	107.88	121.59
総 資 産	52,574	50,551	54,773	68,513
純 資 産	8,955	9,414	8,646	9,208

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入しております。
 2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第63期の期首から適用しており、第62期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
 3. 当事業年度より、当社の主要な事業である商品デリバティブ取引業における貴金属市場に代表される主要商品が㈱大阪取引所に移管されたこと等により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付)に準拠して作成してするように表示方法を変更しております。この変更に伴い第62期から第64期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(5) 対処すべき課題

当社グループの主要な事業である商品デリバティブ取引業は、市場での売買高が減少傾向にあり、業界にとって厳しい事業環境にあります。

取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び取引所為替証拠金取引「Yutaka24」等の金融商品取引業は当社グループの収益基盤の柱として急成長の途にあり、引き続き大きく成長させることが重要な課題と考えております。また、証券株価指数先物取引については、本格的な証券取引業への参入の為の将来の布石として位置付けております。このような施策により安定的な収益基盤を確保し、顧客層の拡大を図ってまいります。

当社グループは、お客様に信頼頂ける企業集団となるべく、コンプライアンス態勢の確立及び維持に向けて一層注力してまいります。また、情報ネットワーク社会において大切なお客様情報を守る為に、情報セキュリティ環境の向上及び維持に向けて最大限の努力を図ってまいります。株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	百万円 200	100.00%	商品デリバティブ取引業等
ユタカエステート株式会社	百万円 30	100.00%	不動産管理業
YUTAKA SHOJI MALAYSIA SDN. BHD.	千リンギット 16,600	100.00%	商品デリバティブ取引業等

(注) 2020年12月10日付にて重要な子会社であった「YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.」は、清算しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業部門	事業の内容
商品デリバティブ取引業	金融商品取引法上の商品デリバティブ取引 商品先物取引法上の商品デリバティブ取引
金融商品取引業	取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」 取引所為替証拠金取引「Yutaka24」 証券媒介取引等
不動産管理業	研修施設等の管理

① 受託業務

金融商品取引法に基づく商品取引(商品デリバティブ取引)、金融商品取引業(取引所為替証拠金取引、取引所株価指数証拠金取引)及び商品先物取引法に基づく商品取引業(商品デリバティブ取引)に係る受託業務。

② 自己売買業務

商品デリバティブ取引、取引所株価指数証拠金取引及び取引所為替証拠金取引における当社グループが自己の計算において行う取引業務。

(8) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

[当 社]

本 社 東京都中央区

支 店 11店

地 区	支 店 数
東 京 地 区	池 袋 支 店 (東京都豊島区) 等 4店
札 幌 地 区	札 幌 支 店 (札幌市中央区) 1店
北 陸 地 区	金 沢 支 店 (石川県金沢市) 1店
名 古 屋 地 区	名 古 屋 支 店 (名古屋市中村区) 1店
大 阪 地 区	大 阪 支 店 (大阪市中央区) 1店
四 国 地 区	松 山 支 店 (愛媛県松山市) 1店
中 国 地 区	広 島 支 店 (広島市中区) 1店
福 岡 地 区	福 岡 支 店 (福岡市博多区) 1店

[子 会 社]

会 社 名	所 在 地
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	東 京 都 中 央 区
ユタカエステート株式会社	東 京 都 中 央 区
YUTAKA SHOJI MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール

(注) 2020年12月10日付けにて、子会社であった「YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.」は、清算しております。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減
369名	増減なし

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計又は平均	360名	増減なし	40歳11ヶ月	11年5ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	482百万円
株式会社みずほ銀行	392百万円
株式会社西日本シティ銀行	232百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,897,472株(自己株式3,063,106株を含む。)
- (3) 株主数 1,149名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社多々良マネジメント	1,000	17.13
多々良 義成	393	6.74
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	360	6.18
豊トラスティ証券従業員持株会	333	5.71
株式会社三井住友銀行	288	4.94
梶田 法義	262	4.50
株式会社みずほ銀行	240	4.11
多々良 実夫	166	2.84
株式会社西日本シティ銀行	160	2.74
賀来 昌義	145	2.49

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式(3,063,106株)を控除して計算しております(表示単位未満切り捨て)。
3. ㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式(360,900株)は、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産であります。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除していません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	多々良 實夫	ユタカエステート㈱代表取締役会長
代表取締役社長	安成 政文	ユタカ・アセット・トレーディング㈱代表取締役社長
専務取締役	多々良 孝之	管理本部長
専務取締役	安達 芳則	営業統括本部長
取締役	浦柄 健	ディーリング部長
取締役	日下 伸一	大阪営業本部長
取締役	瀧田 照久	コンプライアンス部長
取締役	鷹啄 浩	法人営業部長
取締役	宮下 芳範	東京第一営業本部長
取締役	渡邊 雅志	営業推進室長
取締役	伊藤 昇明	西日本統括営業本部長兼福岡営業本部長
取締役相談役(非常勤)	多々良 義成	
取締役	新 欣樹	社外取締役 (一財)素形材センター顧問
監査役(常勤)	篠塚 幸治	
監査役	福島 啓史郎	社外監査役 バサルトファイバー㈱代表取締役
監査役	長尾 和彦	社外監査役

- (注) 1. 取締役新欣樹氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役福島啓史郎及び長尾和彦の両氏は社外監査役であり、両氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役篠塚幸治氏は、当社内の経理部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役及び各監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。
当社の社外取締役及び各監査役の全員は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 当事業年度中の役員の異動

当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名	異 動 年 月 日
安達 芳則	専務取締役営業統括本部長	専務取締役営業統括本部長兼ITオンライン部長	2020年5月1日
伊藤 昇明	取締役西日本統括営業本部長兼福岡営業本部長	取締役西日本統括営業本部長	2021年1月16日

6. 当事業年度末日後の役員の異動

当事業年度末日後の取締役の異動は次のとおりであります。

氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名	異 動 年 月 日
伊藤 昇明	取締役西日本統括営業本部長	取締役西日本統括営業本部長兼福岡営業本部長	2021年4月1日

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	当 社 と の 関 係
取 締 役	新 欣樹	(一財)素形材センターは、当社との取引関係はありません。
監 査 役	福島 啓史郎	バサルトファイバー(株)は、当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	新 欣樹	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、通商産業省(現・経済産業省)出身で、主に行政分野等における経験、識見に基づく専門的かつ客観的な観点から議案審議等に適切な発言を適宜行い取締役会の適切な意思決定と業務執行の監督に努めております。
監 査 役	福島 啓史郎	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、当期開催の監査役会13回のすべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。
監 査 役	長尾 和彦	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、当期開催の監査役会13回のすべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 基本方針

当社の取締役の報酬は持続的な企業価値の向上を図る報酬体系とし、企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬水準としております。個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

② 報酬体系

報酬体系は、取締役を対象とした定額報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「業績連動型株式報酬」により構成し、代表取締役会長、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役及び相談役（以下、「役付取締役等」という。）を対象とした前述の「基本報酬」及び「業績連動型株式報酬」の構成に業績連動報酬として「賞与」を加えております。また監督機能を担う社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み「基本報酬」のみを支払うこととしております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

役員区分	報酬の種類		報酬限度額	株主総会決議年月日		決議時点の 役員の員数
取締役	固定報酬	基本報酬	年額350百万円以内	1991年6月27日	第35回定時 株主総会	取締役20名
	業績連動報酬	賞与 (役付取締役等)				
		業績連動型株式報酬 (社外取締役を除く取締役)	年額19百万円以内 (年額35,000ポイント以内)	2016年6月29日	第60回定時 株主総会	取締役12名 (うち非業務 執行取締役 は、社外取 締役1名)
監査役	固定報酬	基本報酬	年額30百万円以内	1991年6月27日	第35回定時 株主総会	監査役3名

(注) 業績連動型株式報酬で付与されるポイントは㈱日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式における1株当たりの帳簿価額を1ポイントとしております。

④ 定額報酬と業績連動報酬の構成割合

各報酬要素の構成割合は、持続的な企業価値の向上を健全に動機付けることを目的として、取締役は固定報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「業績連動型株式報酬」との比率が概ね9：1となるよう設定しており、役付取締役等は固定報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「賞与」並びに「業績連動型株式報酬」との比率が概ね6：3：1となるよう設定しております。

⑤ 取締役の報酬等の決定方針

報酬の種類		決定方針の概要
固定報酬	基本報酬	役位、職責及び在任年数等に応じて支給額を決定するものとしております。なお、個人別の報酬額の決定方針は役付取締役等で構成される常務会にて審議され取締役会にて承認されております。
業績連動報酬	賞与	中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、当事業年度の当期純利益の金額に、その時々において経営上重視する指標を加味して算出された額を賞与として定時株主総会終了後に一括支給しております。なお、個人別の報酬額の決定方針は役付取締役等で構成される常務会にて審議され取締役会にて承認されております。
	業績連動型株式報酬	中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため業績指標を反映した非金銭報酬とし、当社普通株式を当社が定めています役員株式給付規程に従って、原則として信託を通じて給付し、取締役退任後に支給しております。

- (注) 1. 賞与の額の算定の基礎として選定した業績指標である当事業年度の当期純利益は前記「1. 企業集団の現況に関する事項(4)企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移②当社の財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
2. 当社の業績連動型株式報酬として「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。なお、詳細は後記「連結注記表 (追加情報(2)株式給付信託 (BBT))」に記載のとおりであります。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、対象取締役の報酬等について個人別の報酬額の前案を作成し、当社取締役会において当該前案に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長（以下、「代表取締役」という。）に対象取締役の個人別の報酬額の決定を委任することについて審議及び決議を行い、対象取締役の個人別の報酬額の決定を代表取締役へ委任しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び役付取締役等の当社の業績を踏まえた賞与の評価配分であります。これらの権限を委任した理由は、各役付取締役等の当社業績への貢献度の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

取締役会は、委任された権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役が決定した対象取締役の個人別の報酬額を、役付取締役等で構成される常務会にて審議させた上で当該報酬等の内容が各職責を踏まえた適正な水準であることを確認し、当該報酬等の内容は基本方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	221百万円 (5百万円)	150百万円 (5百万円)	70百万円 (1百万円)	13名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	17百万円 (10百万円)	17百万円 (10百万円)	1百万円 (1百万円)	3名 (2名)
合計	238百万円	167百万円	70百万円	16名

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
 2. 業績連動型報酬等には、当事業年度に係る業績連動報酬54百万円及び業績連動型株式報酬16百万円がそれぞれ含まれております。
 3. 業績連動型報酬等に含まれる業績連動型株式報酬は、業績達成度に応じて付与されたポイントに相当する当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した業績連動型株式報酬相当額であります。
 4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 32百万円
 ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」に係る顧客資産の分別管理に関する保証業務、取引所為替証拠金取引「Yutaka24」に係る顧客預り金の区分管理の状況に関連して合意された手続業務を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合、会計監査人としての職務を適正に遂行することに支障があると判断した場合、その必要があると判断した場合は、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任について決議して株主総会に提案します。

また、監査役会は会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により監査役会が当該会計監査人を解任します。

5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するために、各分野の基本規程にコンプライアンス(法令等遵守)を盛り込み、必要な業務規程を定めております。また各部門の責任及び権限を明確にするために、業務分掌規程や業務マニュアル等を制定及び作成しております。これらの規程等は周知し適宜見直します。
- ② マネーロンダリング及びテロ資金供与対策を始めとした反社会的勢力への実務対応においても、法令や社会からの要請に応え、反社会的勢力との関係を遮断します。
- ③ コンプライアンス研修等を通じ、当社及び子会社からなるグループ全体に適切なコンプライアンス体制を構築していきます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間及び管理方法等を定めた社内規程を制定し、適切に保存管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

事業の健全性及び適切性確保のため、事業環境に係るリスクに対して統合的なリスク管理を行うための規程を定め、当該リスク管理を行う委員会を設置し、リスク管理の実効性の向上に努めます。また、委員会は把握するリスクについて、定期的に当該リスクを数値化し、立案したリスク対策と共にリスク報告書として取締役会等へ報告します。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、組織、業務分掌、職務権限、委員会及び稟議等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える体制を構築していきます。
- (5) 当社及び子会社からなるグループにおける業務の適正を確保するための体制
(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
当社は、グループ会社の管理に関する規程を定め、子会社の取締役等が当該規程に基づき、業績及び財務等の状況について定期的に当社代表取締役へ報告する体制としております。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ会社は、各子会社の業務の健全性及び適切性確保のため、諸規程を定め、適切なリスク発生の把握に努めております。各子会社の取締役等からのリスク等に関する報告を基に当社と連携するなど、グループ会社一体として損失の危険を管理する体制を構築していきます。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ会社は、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われるため、各子会社においてグループ会社管理、業務分掌、職務権限及び稟議等の諸規程を定めております。当該諸規定により当社への報告すべき事項を明確にし、また、子会社の取締役等の職務範囲及び権限を明確にすることにより、子会社事業の運営が効率的に行える体制を構築していきます。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ会社は、子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するために、各子会社の基本規程にコンプライアンスを盛り込み、各業務の責任及び権限等を明確にするために必要な諸規程、業務マニュアル等を制定及び作成しております。これらは諸規程等の周知を図り、各子会社に適切なコンプライアンス体制を構築していきます。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号)
監査役の事務処理等を補助する従業員を総務部に設置します。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第2号及び同項第3号)

当社は、監査役の職務の独立性を確保するため、前項の従業員が行う監査業務の補助については、所属部門の取締役の指揮命令を受けないものと定めております。また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から従業員に対し、監査役の職務の補助業務の遂行の指示があった場合には、当該従業員は監査役の指揮命令に従うものと定めております。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号及同項第5号)

① 当社は、取締役及び従業員が、グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する体制としております。また、内部通報窓口担当は、内部通報窓口への通報の状況を定期的に監査役に報告します。その際、通報者が監査役への通報を希望するときは、速やかに監査役に報告します。

② 監査役へ報告をしたグループ会社の取締役及び従業員に対し、当該報告を理由として不利に取扱うことを禁止し、その旨をグループ会社の取締役等及び従業員に周知徹底します。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第6号)

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- (10) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第7号)

監査役は、取締役会や重要な会議等への出席及び稟議等の業務執行に係る重要な書類の閲覧などで、グループ会社の業務の執行状況等について監査し、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、職務の執行に際して必要な場合は弁護士等の外部の専門家を活用します。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当社の、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行に関する事項

取締役及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、監査役監査及び定期的な内部監査を通じて、取締役及び従業員の職務の執行が法令、定款及び諸規程等に基づき執行されていることを確認しております。

決裁や承認及びその他社内手続きに係る証憑の書面化と電子化の環境を整備し、文書取扱規程に基づき適切な保存管理を行うとともに、情報セキュリティ管理規程等に基づく情報区分と重要度に応じた情報管理を徹底しております。

定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令、定款等に定められた事項、経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を審議し決定しております。

すべての取締役会には独立性を保持した監査役が出席し、職務執行に関する意思決定を監督しております。

(2) 損失の危険の管理に関する事項

当社の事業環境に係る様々なリスクについて、経営における重大な損失、不利益等を最小化するために経営リスク管理規程を定め、定期的、継続的に経営リスク管理委員会を開催し、リスク分析、評価、対策について検討し、その結果をリスク報告書として取締役等に報告し協議を行う等、適切なリスク管理を行っております。

当社の事業環境に係る様々なリスクについて、経営における重大な損失、不利益等を最小化するために経営リスク管理規程を定め、定期的に経営リスク管理委員会を開催しております。経営リスク管理委員会では半期毎に、リスク分析、評価並びに対策について検討し、それらの結果をリスク報告書として取締役会等に報告しております。報告を受けた取締役会等は協議を行う等、適切なリスク管理を行っております。

(3) 当社及び子会社からなるグループの業務の適正の確保に関する事項

子会社の経営状況等については、当社の代表取締役に対して各子会社の代表取締役より適時報告を受け、現状を把握しております。

報告を受けた当社の代表取締役は子会社の経営状況等について、協議が必要と判断した場合には、常務会等で協議を行います。

(4) 監査役の職務執行に関する事項

監査役会は独立性の高い社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、定例の開催では常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換が行われております。監査役は、取締役会を含む重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めています。

監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

-
- (注) 本事業報告中の記載金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、上記以外の比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	62,639,237	流動負債	57,742,869
現金及び預金	5,009,977	委託者未払金	688,963
委託者未収金	54,182	短期借入金	906,655
商 品	85,076	未払法人税等	103,492
保管有価証券	22,333,128	賞与引当金	144,337
差入保証金	30,583,368	役員賞与引当金	54,000
委託者先物取引差金	2,884,438	預り証拠金	47,235,256
未取還付法人税等	15,099	金融商品取引保証金	8,177,043
そ の 他	1,674,204	そ の 他	433,121
貸倒引当金	△237	固定負債	1,535,514
固定資産	6,150,530	長期借入金	200,000
有形固定資産	3,074,222	株式給付引当金	55,916
建物及び構築物	880,411	役員株式給付引当金	59,042
機械装置及び運搬具	4,062	役員退職慰労引当金	172,670
器具及び備品	91,369	訴訟損失引当金	116,061
土 地	2,098,378	繰延税金負債	70,483
無形固定資産	464,958	退職給付に係る負債	814,700
の れ ん	365,433	そ の 他	46,641
そ の 他	99,525	特別法上の準備金	214,642
投資その他の資産	2,611,348	商品取引責任準備金 (商品先物取引法第221条)	197,689
投資有価証券	1,175,346	金融商品取引責任準備金 (金融商品取引法第46条の5)	16,952
長期差入保証金	718,932	負債合計	59,493,026
長期貸付金	7,664	純資産の部	
繰延税金資産	3,959	株主資本	9,147,163
そ の 他	921,903	資本金	1,722,000
貸倒引当金	△216,456	資本剰余金	1,106,419
資産合計	68,789,768	利益剰余金	8,117,024
		自己株式	△1,798,280
		その他の包括利益累計額	149,578
		その他有価証券評価差額金	172,164
		為替換算調整勘定	△37,488
		退職給付に係る調整累計額	14,902
		純資産合計	9,296,741
		負債純資産合計	68,789,768

連結損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
受入手数料	5,808,632	
トレーディング損益	58,794	
その他の営業収益	24,298	5,891,726
金融費用		23,072
純営業収益		5,868,653
営業費用		
販売費及び一般管理費	5,263,200	5,263,200
営業利益		605,453
営業外収益		
受取利息	6,656	
受取配当金	28,306	
貸倒引当金戻入額	29,784	
その他	30,598	95,346
営業外費用		
為替差損	781	
権利金償却	170	951
経常利益		699,848
特別利益		
投資有価証券売却益	70,712	
事業譲渡益	28,545	
保険解約返戻金	10,574	
為替換算調整勘定取崩益	18,889	
訴訟損失引当金戻入額	38,069	166,790
特別損失		
固定資産除売却損	367	
減損損失	12,886	
金融商品取引責任準備金繰入額	2,364	15,618
税金等調整前当期純利益		851,020
法人税、住民税及び事業税	293,713	
法人税等調整額	20,863	314,577
当期純利益		536,443
親会社株主に帰属する当期純利益		536,443

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,722,000	1,104,480	7,840,404	△1,797,055	8,869,828
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△259,822		△259,822
親会社株主に帰属する当期純利益			536,443		536,443
自 己 株 式 の 処 分		1,939		△1,135	804
自 己 株 式 の 取 得				△89	△89
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	1,939	276,620	△1,224	277,334
当 期 末 残 高	1,722,000	1,106,419	8,117,024	△1,798,280	9,147,163

区 分	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	16,471	△37,067	7,728	△12,867	8,856,960
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△259,822
親会社株主に帰属する当期純利益					536,443
自 己 株 式 の 処 分					804
自 己 株 式 の 取 得					△89
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	155,693	△420	7,173	162,446	162,446
当 期 変 動 額 合 計	155,693	△420	7,173	162,446	439,780
当 期 末 残 高	172,164	△37,488	14,902	149,578	9,296,741

連 結 注 記 表

当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付）に準拠して作成しております。また、商品デリバティブ取引業の固有事項については、「商品先物取引業統一経理基準」（日本商品先物取引協会平成23年3月2日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（日本商品先物取引協会令和2年5月28日改正）に準拠して作成しております。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

ユタカ・アセット・トレーディング㈱

ユタカエステート㈱

YUTAKA SHOJI MALAYSIA SDN. BHD.

2020年12月10日付けにて、連結子会社であった「YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.」は、清算に伴い、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 保管有価証券の評価基準及び評価方法

㈱日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則に基づく充用価格によっております。

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

④ 商品の評価基準及び評価方法

・ 通常の販売目的で保有する商品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・ トレーディング目的で保有する商品

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～47年

器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準

① 貸倒引当金は、期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に充てるため、過去の支給実績額を勘案し、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金は、役員への賞与の支給に充てるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑦ 訴訟損失引当金は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して、当連結会計年度において必要と認められる金額を計上しております。

⑧ 商品取引責任準備金は、商品取引事故における損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づいて計上しております。

⑨ 金融商品取引責任準備金は、金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づいて計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を適用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

c. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

④ 重要な営業収益の計上基準

・受入手数料

イ 商品デリバティブ取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ロ オプション取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ハ 取引所株価指数証拠金取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ニ 取引所為替証拠金取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ホ 証券媒介取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年の定額法により償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。
2. 主要な商品デリバティブ取引の取引所移管に伴う変更
当社の主要な事業である商品デリバティブ取引業における貴金属市場に代表される主要商品が(株)大阪取引所に移管されたこと等により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付)に準拠して作成してするように表示方法を変更しております。この変更に伴う箇所は以下のとおりであります。
 - (1) 従来「受取手数料」は、「受入手数料」及び「その他の営業収益」として組み替えております。
 - (2) 従来「売買損益」は、「トレーディング損益」として表示しております。
 - (3) 従来「営業収益「その他」」は、「その他の営業収益」の一部として表示しております。
 - (4) 従来「営業収益合計」は、「営業収益計」として表示しております。
 - (5) 従来「営業外費用「支払利息」」は、「金融費用」として区分掲記しております。
 - (6) 従来「営業収益合計」より「金融費用」を控除した金額を「純営業収益」として区分掲記しております。
 - (7) 従来「営業利益」より「金融費用」を控除した金額を「営業利益」として表示しております。
 - (8) 従来「営業外費用合計」は、「金融費用」及び「営業外費用合計」として組み替えております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
2. 当連結会計年度に係る連結計算書類の1.の項目に計上した額
繰延税金資産 3,959千円
繰延税金負債 70,483千円
訴訟損失引当金 116,061千円
3. 2.のほか、1.に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識し、繰延税金負債は、将来加算一時差異について認識しております。
当該課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
訴訟損失引当金の認識は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して訴訟損失引当金を計上しておりますが、当社に対する新たな訴訟の提起や判決等により見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、訴訟損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

- ・ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 株式給付信託(J-ESOP)

当社は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、本項目において「本制度」という。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式又は金銭を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末93,181千円、197,000株、当連結会計年度末92,376千円、195,300株であります。

(2) 株式給付信託(BBT)

当社は、当社の取締役(社外取締役は除きます。)に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、本項目において「本制度」という。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、原則として当社株式が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。本制度の導入により、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末46,725千円、105,000株、当連結会計年度末81,085千円、165,600株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	50,000千円
建物及び構築物	713,343千円
土地	2,085,938千円
投資有価証券	677,409千円
計	3,526,691千円

なお、このほかに商品デリバティブ取引証拠金の代用として(株)日本証券クリアリング機構等に保管有価証券22,216,088千円を預託しております。

担保に係る債務

短期借入金	906,655千円
長期借入金	200,000千円
計	1,106,655千円

商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額

600,000千円

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額

500,000千円

金融商品取引業等に関する内閣府令附則(平成26年2月26日内閣府令第11号)第2条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額

1,000,000千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

2,228,860千円

(連結損益計算書に関する注記)

・ 減損損失の金額

場所	用途	種類	金額
マレーシア クアラルンプール	事業用資産	建物及び構築物	12,886千円
		器具及び備品	
		その他無形固定資産	

(1) 減損損失の認識に至った経緯

当社連結子会社であるYUTAKA SHOJI MALAYSIA SDN. BHD.において、営業活動から生ずる収益が継続してマイナスであり、短期的な業績の回復が認められないことから、固定資産の帳簿価格の回収が見込めなくなった資産グループについて減損損失を認識しております。

(2) 資産のグルーピングの方法

当社グループでは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングをおこなっております。

(3) 回収可能性の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がゼロのため、回収可能価額をゼロとして算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	8,897,472	—	—	8,897,472

2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	3,425,629	77	1,700	3,424,006

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式(当連結会計年度期首302,000株、当連結会計年度末360,900株)が含まれております。

2. (変動事由の概要)

端数株式の買取りによる増加	77株
株式給付信託(J-ESOP)の受益権行使による減少	1,700株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	259,822千円	45円00銭	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金13,590千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	210,037千円	36円00銭	2021年3月31日	2021年6月30日

(注) 1. 2021年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金12,992千円が含まれております。

2. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、商品デリバティブ取引業を主要な事業とし、当社は、主に商品デリバティブ取引及び金融商品取引の受託業務及び自己ディーリング業務を行っており、当社の一部の連結子会社は、自己ディーリング業務を行っております。当社グループは、一時的な余資は預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入れにより調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループが保有する主要な金融資産及び金融負債には、法律に基づき委託者から受託取引に伴い受け入れた預託額があります。商品デリバティブ取引においては、金融商品取引法、商品先物取引法及び関連法令の規制により、委託者から証拠金として受け入れた現金、又は代用有価証券（一定の評価基準に基づいた時価による評価額）を「預り証拠金」（金融負債）として計上し、一方において委託者の計算による取引に係る証拠金として加減算した金額を(株)日本証券クリアリング機構に差入れるとともに、現金については「差入保証金」、代用有価証券については「保管有価証券」（ともに金融資産）として計上されております。また、取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引においては、金融商品取引法の適用を受けて、委託者から受け入れた預託金を「金融商品取引保証金」（金融負債）として計上し、一方において同額を(株)東京金融取引所に差入れ分離保管されるとともに、「差入保証金」（金融資産）として計上されております。これらの金融資産については、清算機構（アウトハウス型クリアリングハウス）又は取引所等に預託していることから信用リスクは殆どないと判断されます。

営業債権である委託者未収金は、委託者の信用リスクに晒されており、当社の社内規程に従い、委託者ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な委託者の信用状況を四半期ごとに把握する体制を採用し、1年以内に回収されるものであります。投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金については主に設備投資等に係る資金調達であります。このうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約にてデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。当該デリバティブ取引に伴って、当社グループの財務状況に大きな影響を与えると考えられる主要な要因として、市場リスク（マーケット・リスク）が挙げられます。原商品等の市場価格の変動に伴って、当該デリバティブ取引契約残高の価値（時価額）が増減する場合のその価値の増減を、市場リスクと認識しております。

信用リスク（取引先リスク）については、主として取引所取引に限定しているため、取引所取引では取引所を通して日々決済が行われておりますので、当該リスクは殆どないと認識しております。

当社グループは、デリバティブ取引のディーリング業務を遂行するうえで、経営の健全性を保持する観点からリスク管理が極めて重要であると認識しております。

リスク管理の基本的姿勢は、当社グループの財務状況に対応してリスクを効率的にコントロールすることです。当社は、ディーリング関連規程に基づき、毎期初に定める経営方針及び年度予算と連携して年間のディーリング計画を策定し、運営、管理しております。

リスク管理体制は、売買を執行する部署から独立したリスク管理部署が、日次、週次、月次のポジション・リスク及び売買損益の状況をチェックする体制となっており、その情報は、役員及び関連部署に報告されて、月次の定例取締役会に報告されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」に関して「(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 デリバティブ取引」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,009,977	5,009,977	—
(2) 委託者未収金	54,182		
貸倒引当金(*1)	—		
計	54,182	54,182	—
(3) トレーディング商品	—	—	—
(4) 保管有価証券	22,333,128	30,996,160	8,663,032
(5) 差入保証金	30,583,368	30,583,368	—
(6) 委託者先物取引差金(借方)	2,884,438	2,884,438	—
(7) 投資有価証券	905,983	905,983	—
(8) 長期貸付金	7,664		
貸倒引当金(*1)	4,240		
計	3,423	3,161	△261
資産計	61,774,501	70,437,272	8,662,770
(1) 委託者未払金	688,963	688,963	—
(2) 短期借入金	906,655	906,655	—
(3) 預り証拠金	47,235,256	55,898,289	8,663,032
(4) 金融商品取引保証金	8,177,043	8,177,043	—
(5) 長期借入金	200,000	187,007	△12,992
負債計	57,207,918	65,857,958	8,650,039
デリバティブ取引(*2)	316	316	—

(*1) 科目に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、定期預金については短期であり、また、満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 委託者未収金

短期間で決済されるため、時価は当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した価額を計上しております。

(3) トレーディング商品

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 保管有価証券

商品デリバティブ取引において委託者の計算による取引に係る取引証拠金として、有価証券により(株)日本証券クリアリング機構へ差し入れたものであり、預り証拠金に含まれる代用有価証券との対照勘定であります。貸借対照表価額は(株)日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則により当該有価証券の一定の評価基準による充用価格で計上されております。当該有価証券について時価評価をおこなっております。

(5) 差入保証金

商品デリバティブ取引及び金融商品取引において自己又は委託者の計算による取引に係る取引証拠金として、現金により(株)日本証券クリアリング機構等へ差し入れたものであり、短期間で決済されるものであります。このため時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

(6) 委託者先物取引差金(借方)

商品デリバティブ取引において(株)日本証券クリアリング機構を経由して受払精算された、委託者の計算による未決済玉に係る約定差金及び帳入差金であり、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

(7) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引先金融機関から提示された価格によっております。非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることにより、当該帳簿価額によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	取 得 原 価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	789,696	514,114	275,581
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
小計	789,696	514,114	275,581
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	116,287	143,722	△27,435
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
小計	116,287	143,722	△27,435
合計	905,983	657,836	248,146

② 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
①株式	228,034	70,712	—
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
合計	228,034	70,712	—

(8) 長期貸付金

回収可能性を反映した元利金の受取見込額を、残存期間及び貸付先の信用リスクに対応した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 委託者未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 預り証拠金

商品先物取引法において委託者より取引証拠金並びに金融商品取引法において委託者より受入保証金として受け入れた現金及び代用有価証券で(株)日本証券クリアリング機構へ預託するものであり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。代用有価証券については、対照勘定である保管有価証券の時価評価額と同額としております。

(4) 金融商品取引保証金

委託者より金融商品取引の取引証拠金として受け入れたもので(株)東京金融取引所へ分離保管として預託するものであり、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値により計上しております。

デリバティブ取引

先物取引、オプション取引及びこれらに類似する取引（以下、「デリバティブ取引」という。）により生じる正味の債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債務は、純額により時価を連結貸借対照表計上額としております。

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

① 商品関連

(単位：千円)

区 分	種 類	当連結会計年度（2021年3月31日）			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時 価	評価損益
市場取引	商品デリバティブ取引				
	売建	240,575	—	223,511	17,064
	買建	146,225	—	131,500	△14,725
	差引計	—	—	—	2,339

(注) 時価の算定資料

商品デリバティブを取り扱う各取引所における最終の価格に基づき算定しております。

② 株式関連

(単位：千円)

区 分	種 類	当連結会計年度（2021年3月31日）			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時 価	評価損益
市場取引	取引所株価指数証拠金取引				
	売建	18,440	—	18,443	△3
	買建	—	—	—	—
	差引計	—	—	—	△3

(注) 時価の算定資料

(株東京金融取引所における最終の価格に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

- ・ 金利関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（2021年3月31日）		
			契約額等	契約額等のうち1年超	時 価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	92,000	46,000	(注)
	支払固定・受取変動				

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	269,363

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産(7) 投資有価証券」には含めておりません。また非上場株式に投資事業有限責任組合に対する出資金を含めております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	5,009,977	—	—	—
(2) 委託者未収金	54,182	—	—	—
(3) トレーディング商品	—	—	—	—
(4) 保管有価証券	22,333,128	—	—	—
(5) 差入保証金	30,583,368	—	—	—
(6) 委託者先物取引差金(借方)	2,884,438	—	—	—
(7) 投資有価証券	—	—	—	—
(8) 長期貸付金	—	7,664	—	—
合計	60,865,094	7,664	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金	—	200,000	—	—

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,698円51銭

1株当たり当期純利益

98円02銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は360,900株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は326,191株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	61,789,270	流動負債	57,602,854
現金及び預金	4,238,767	短期借入金	906,655
委託者未収金	54,182	未払法人税等	98,679
商品	85,076	未払消費税	59,147
前払費用	22,221	賞与引当金	143,882
短期貸付金	291,625	役員賞与引当金	54,000
保管有価証券	22,333,128	預り証拠金	47,658,640
差入保証金	30,262,710	金融商品取引保証金	8,317,453
委託者先物取引差金	2,863,106	その他	364,395
その他の他	1,638,830	固定負債	1,487,846
貸倒引当金	△377	長期借入金	200,000
固定資産	6,724,358	退職給付引当金	829,603
有形固定資産	2,564,233	株式給付引当金	55,916
建物	586,418	役員株式給付引当金	59,042
構築物	3,189	役員退職慰労引当金	172,670
車両	4,062	訴訟損失引当金	116,061
器具及び備品	91,369	繰延税金負債	8,011
土地	1,879,193	資産除去債務	20,503
無形固定資産	464,958	その他	26,038
のれん	365,433	特別法上の準備金	214,642
ソフトウェア	99,525	商品取引責任準備金	197,689
投資その他の資産	3,695,166	(商品先物取引法第221条)	
投資有価証券	1,175,346	金融商品取引責任準備金	16,952
関係会社株式	814,624	(金融商品取引法第46条の5)	
出資金	138,130	負債合計	59,305,342
長期差入保証金	992,484	純資産の部	
長期貸付金	4,238	株主資本	9,036,122
従業員に対する長期貸付金	3,425	資本金	1,722,000
長期委託者未収金	210,593	資本剰余金	1,106,419
長期前払費用	3,175	資本準備金	1,104,480
保険積立金	525,274	その他資本剰余金	1,939
その他の他	44,329	利益剰余金	8,021,498
貸倒引当金	△216,456	利益準備金	430,500
資産合計	68,513,628	その他利益剰余金	7,590,998
		別途積立金	5,700,000
		繰越利益剰余金	1,890,998
		自己株式	△1,813,795
		評価・換算差額等	172,164
		その他有価証券評価差額金	172,164
		純資産合計	9,208,286
		負債純資産合計	68,513,628

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
受入手数料	5,822,435	
トレーディング損益	△26,936	
その他の営業収益	25,228	5,820,727
金融費用		23,047
純営業収益		5,797,680
営業費用		
販売費及び一般管理費	5,161,337	5,161,337
営業利益		636,342
営業外収益		
受取利息	5,555	
受取配当金	75,826	
為替差益	1	
貸倒引当金戻入額	29,759	
出向者負担金受入額	19,643	
その他の	29,799	160,585
営業外費用		
権利金償却	170	170
経常利益		796,758
特別利益		
投資有価証券売却益	70,712	
事業譲渡益	28,545	
子会社清算益	39,445	
保険解約返戻金	3,936	
訴訟損失引当金戻入額	38,069	180,708
特別損失		
固定資産除売却損	367	
金融商品取引責任準備金繰入額	2,364	2,732
税引前当期純利益		974,734
法人税、住民税及び事業税	286,575	
法人税等調整額	22,716	309,291
当期純利益		665,442

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,722,000	1,104,480	—	1,104,480
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 処 分			1,939	1,939
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,939	1,939
当 期 末 残 高	1,722,000	1,104,480	1,939	1,106,419

区 分	株 主 資 本			
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	430,500	5,700,000	1,485,378	7,615,878
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△259,822	△259,822
当 期 純 利 益			665,442	665,442
自 己 株 式 の 処 分				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	405,619	405,619
当 期 末 残 高	430,500	5,700,000	1,890,998	8,021,498

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価 証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,812,570	8,629,788	16,471	16,471	8,646,259
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△259,822			△259,822
当 期 純 利 益		665,442			665,442
自 己 株 式 の 処 分	△1,135	804			804
自 己 株 式 の 取 得	△89	△89			△89
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			155,693	155,693	155,693
当 期 変 動 額 合 計	△1,224	406,333	155,693	155,693	562,027
当 期 末 残 高	△1,813,795	9,036,122	172,164	172,164	9,208,286

個 別 注 記 表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業經理の統一に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付）に準拠して作成しております。また、商品デリバティブ取引業の固有事項については、「商品先物取引業統一經理基準」（日本商品先物取引協会平成23年3月2日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（日本商品先物取引協会令和2年5月28日改正）に準拠して作成しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

（2）保管有価証券の評価基準及び評価方法

（株）日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則に基づく充用価格によっております。

（3）デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

（4）商品の評価基準及び評価方法

① 通常の販売目的で保有する商品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② トレーディング目的で保有する商品

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 5年～47年

器具及び備品 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん

5年

ソフトウェア（自社利用分）

5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に充てるため、過去の支給実績額を勘案し、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員への賞与の支給に充てるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(8) 訴訟損失引当金は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して、当事業年度において必要と認められる金額を計上しております。

(9) 商品取引責任準備金は、商品取引事故における損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づいて計上しております。

(10) 金融商品取引責任準備金は、金融商品取引事故の損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づいて計上しております。

4. 営業収益の計上基準

・ 受入手数料

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ① 商品デリバティブ取引 | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |
| ② オプション取引 | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |
| ③ 取引所株価指数証拠金取引 | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |
| ④ 取引所為替証拠金取引 | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |
| ⑤ 証券媒介取引 | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を適用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

c. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。
2. 主要な商品デリバティブ取引の取引所移管に伴う変更
当社の主要な事業である商品デリバティブ取引業における貴金属市場に代表される主要商品が(株)大阪取引所に移管されたこと等により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付)に準拠して作成してするよう表示方法を変更しております。なお、連結計算書類等の注記事項の(表示方法の変更に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
2. 当事業年度に係る計算書類の1.の項目に計上した額
訴訟損失引当金 116,061千円
繰延税金負債 8,011千円
3. 2.のほか、1.に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については連結計算書類等の注記事項の(会計上の見積りに関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類等の注記事項の(追加情報)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	50,000千円
建物	431,062千円
土地	1,866,753千円
投資有価証券	677,409千円
計	3,025,225千円

なお、このほかに商品デリバティブ取引証拠金の代用として(株)日本証券クリアリング機構等に保管有価証券22,216,088千円を預託しております。

担保に係る債務

短期借入金	906,655千円
長期借入金	200,000千円
計	1,106,655千円

なお、上記の担保に供している資産以外に、当事業年度は連結子会社1社から、担保提供を受け、担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

建物	282,280千円
土地	219,185千円
計	501,465千円

商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額

600,000千円

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額

500,000千円

金融商品取引業等に関する内閣府令附則(平成26年2月26日内閣府令第11号)第2条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額

1,000,000千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

1,616,227千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権

264,094千円

関係会社に対する長期金銭債権

350,000千円

関係会社に対する短期金銭債務

563,835千円

関係会社に対する長期金銭債務

245千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引(収入分)

38,726千円

営業取引(支出分)

54,123千円

営業取引以外の取引(収入分)

72,267千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 3,424,006株
2. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項
連結注記表の(連結株主資本等変動計算書に関する注記)に記載しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	63,321千円
退職給付引当金	254,024千円
賞与引当金	50,482千円
役員退職慰労引当金	52,871千円
訴訟損失引当金	35,537千円
商品取引責任準備金	60,532千円
未払事業税等	11,116千円
ゴルフ会員権評価損	12,450千円
減損損失	2,350千円
関係会社株式評価損	43,327千円
その他	56,758千円

繰延税金資産小計

642,773千円

評価性引当額

△571,455千円

繰延税金資産合計

71,317千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △75,982千円

資産除去債務に対応する除去費用 △3,345千円

繰延税金負債合計 △79,328千円

繰延税金資産(負債)純額 △8,011千円

(関連当事者との取引に関する注記)

- ・ 会社等

(単位：千円)

会社等の名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
ユタカ・アセット・ トレーディング株式会社	所有 直接 100.0%	当社子会社 融信アパティ取引等の委託 役員の兼務	出向者負担金の収入 (注)1	19,643	—	—
YUTAKA SHOJI MALAYSIA SDN. BHD.	所有 直接 100.0%	当社子会社 融信アパティ取引等の委託 役員の兼務	資金の貸付 (注)2	50,000	短期貸付金	140,000
ユタカエステート株式会社	所有 直接 100.0%	当社子会社 不動産管理業 役員の兼務	担保の受入 (注)3	—	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 出向者人件費は、出向社員の給与支給額を勘案し、決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

3. 当社の借入債務の担保に供するために受け入れており、その内容については個別注記表の(貸借対照表に関する注記)の1.担保に供している資産及び担保に係る債務に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,682円35銭

1株当たり当期純利益 121円59銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は360,900株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は326,191株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、関連当事者との取引については、表示単位未満切り捨てにて表示し、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

豊トラスティ証券株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 水戸 信之 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 睦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、豊トラスティ証券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豊トラスティ証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

豊トラスティ証券株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 水戸信之 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 睦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、豊トラスティ証券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

2021年5月18日

豊 ト ラ ス テ ィ 証 券 株 式 会 社
代表取締役社長 安成 政文 殿

豊トラスティ証券株式会社 監査役会
常勤監査役 篠塚 幸治 (印)
社外監査役 福島 啓史郎 (印)
社外監査役 長尾 和彦 (印)

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な課題であると考え、将来の事業環境の変化に適切に対応するため財務体質の強化を図りつつ、業績に応じた配当にて株主の皆様への利益還元を実施すべく税引後当期純利益から法人税等調整額の影響を除いた当期純利益に対する配当性向30%を基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針及び当期の業績の状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭配当といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき36円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、210,037,176円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役11名選任の件

現取締役全員(13名)は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改選にあたり取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する社の株式数
1	たたら じつお 多々良 實夫 (1941年8月26日生)	1960年6月 当社入社 1971年5月 当社取締役 1977年1月 当社常務取締役 1979年6月 当社専務取締役 1987年6月 当社代表取締役専務 1990年6月 当社代表取締役社長 2007年6月 当社代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) ユタカエステート㈱代表取締役会長	166,152株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	やすなり まさふみ 安成 政文 (1951年4月2日生)	<p>1976年3月 当社入社</p> <p>2000年4月 当社東京第三営業本部長</p> <p>2003年4月 当社大阪営業本部長</p> <p>2004年3月 当社執行役員大阪営業本部長</p> <p>2005年4月 当社常務執行役員大阪営業本部長</p> <p>2006年4月 当社常務執行役員西部営業統括本部長 兼大阪営業本部長</p> <p>2006年6月 当社取締役西部営業統括本部長 兼大阪営業本部長</p> <p>2007年4月 当社取締役西部営業統括本部長</p> <p>2007年6月 当社常務取締役営業統括本部長</p> <p>2008年4月 当社専務取締役営業統括本部長</p> <p>2014年5月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長</p> <p>2015年4月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ユタカ・アセット・トレーディング㈱代表取締役社長</p>	25,000株
3	たたら たかゆき 多々良 孝之 (1957年7月15日生)	<p>1980年3月 当社入社</p> <p>1998年4月 当社法人営業本部法人営業部長</p> <p>2002年5月 当社執行役員</p> <p>2005年8月 当社執行役員金融商品本部デリバティブ・IT事業部長</p> <p>2008年6月 当社取締役金融商品本部デリバティブ・IT事業部長</p> <p>2009年6月 当社取締役デリバティブ・IT事業本部長 兼デリバティブ・IT事業部長</p> <p>2011年4月 当社取締役デリバティブ・IT事業部長</p> <p>2013年6月 当社常務取締役管理本部長 兼デリバティブ・IT業務部長 兼コンプライアンス部長</p> <p>2013年7月 当社常務取締役管理本部長 兼デリバティブ・IT業務部長</p> <p>2015年4月 当社専務取締役管理本部長 兼デリバティブ・IT業務部長</p> <p>2015年11月 当社専務取締役管理本部長兼総務部長 兼デリバティブ・IT業務部長</p> <p>2016年4月 当社専務取締役管理本部長(現任)</p>	7,000株
4	あだち よしのり 安達 芳則 (1953年2月25日生)	<p>1975年3月 当社入社</p> <p>2004年3月 当社東京第三営業本部長</p> <p>2007年4月 当社名古屋営業本部長</p> <p>2009年3月 当社東京第二営業本部長</p> <p>2010年4月 当社執行役員東京第二営業本部長</p> <p>2012年4月 当社執行役員大阪営業本部長</p> <p>2014年6月 当社取締役大阪営業本部長</p> <p>2015年4月 当社常務取締役営業統括本部長</p> <p>2017年11月 当社常務取締役営業統括本部長兼CXオンライン部長</p> <p>2018年4月 当社専務取締役営業統括本部長兼CXオンライン部長</p> <p>2020年5月 当社専務取締役営業統括本部長(現任)</p>	15,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	くさか しんいち 日下 伸一 (1964年2月3日生)	1986年4月 エース交易(株)入社 2000年8月 当社入社 2002年4月 当社東京第一営業本部長兼横浜支店長 2003年4月 当社東京第二営業本部長兼本店長 2006年4月 当社東京第三営業本部長 2010年4月 当社執行役員東京第三営業本部長 2012年6月 当社取締役東京第三営業本部長 2014年4月 当社取締役名古屋営業本部長 2015年4月 当社取締役大阪営業本部長(現任)	2,000株
6	ただ てるひさ 瀧田 照久 (1963年7月4日生)	1986年3月 当社入社 2001年4月 当社福岡営業本部長 2004年3月 当社東京第二営業本部長 2006年4月 当社東京第一営業本部長 2008年4月 当社執行役員東京第一営業本部長 2009年4月 当社名古屋営業本部長 2010年4月 当社執行役員名古屋営業本部長 2014年4月 当社執行役員東京第三営業本部長 2014年6月 当社取締役東京第三営業本部長 2015年4月 当社取締役東京第二営業本部長 2019年10月 当社取締役コンプライアンス部長(現任)	16,000株
7	たかりし ひろし 鷹塚 浩 (1957年7月26日生)	1982年3月 関東砂糖(株)入社 2008年8月 当社入社 2009年4月 当社法人部長 2011年4月 当社法人営業部長 2013年7月 当社執行役員法人営業部長 2015年6月 当社取締役法人営業部長(現任)	1,000株
8	みやした よしのり 宮下 芳範 (1964年11月20日生)	1991年8月 当社入社 2010年3月 当社福岡営業本部長 2012年4月 当社東京第二営業本部長 2015年4月 当社東京第一営業本部長 2015年10月 当社執行役員東京第一営業本部長 2016年6月 当社取締役東京第一営業本部長(現任)	11,400株
9	おおはし まさなお ※大橋 正直 (1964年3月11日生)	1986年4月 エース交易(株)(現・EVOLUTION JAPAN(株))入社 2015年1月 同社取締役 2017年1月 同社執行役員 2017年11月 当社入社 当社第六営業本部西部地区統括部長 2018年4月 当社第七営業本部長 2019年4月 当社執行役員第七営業本部長 2019年10月 当社執行役員名古屋営業本部長(現任)	一株
10	たたら よしなり 多々良 義成 (1936年4月30日生)	1962年4月 当社入社 1965年5月 当社取締役 1966年6月 当社専務取締役 1969年4月 当社代表取締役社長 1990年6月 当社代表取締役会長 2007年6月 当社取締役相談役(現任)	393,712株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する社の株式数
11	ながお かずひこ ※長尾 和彦 (1952年2月28日生)	1974年4月 大蔵省(現・財務省)入省 1995年1月 主計局主計官 1998年7月 国際局総務課長 2000年7月 大臣官房審議官 2004年7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長 2008年7月 ㈱日本証券投資顧問業協会(現・(一社)日本投資顧問業協会) 副会長専務理事 2018年6月 当社監査役(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる業務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 取締役候補者長尾和彦氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は長尾和彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
長尾和彦氏につきましては、行政分野における多様な経験に加え、金融分野における専門的かつ客観的な経験、見識により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待して、社外取締役候補者いたしました。
- (2) 長尾和彦氏は新任の社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。同氏の監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
5. 当社と長尾和彦氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役篠塚幸治及び長尾和彦の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さいとう まさかず ※齋藤 正和 (1961年12月15日生)	1984年3月 当社入社 2002年5月 当社執行役員事業本部運用担当部長 2013年4月 当社コンプライアンス部担当次長 2016年4月 当社総務部長 2021年4月 当社総務部担当部長(現任)	27,000株
2	はらやま やすひと ※原山 保人 (1956年6月22日生)	1979年4月 通商産業省(現・経済産業省)入省 2008年7月 大臣官房審議官 2009年7月 スズキ㈱入社 同社常務役員 2010年2月 同社常務役員提携推進本部長 2010年6月 同社取締役専務役員 2011年4月 同社取締役専務役員経営企画委員兼事業開発本部長 2011年6月 同社代表取締役副社長 2013年10月 同社代表取締役副社長社長補佐兼事業開発担当 2015年6月 同社代表取締役副会長会長補佐 2019年6月 同社代表取締役副会長特命担当 2020年6月 同社代表取締役副会長会長補佐(現任)	一株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる業務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 監査役候補者原山保人氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
社外監査役候補者の選任理由について
原山保人氏につきましては、行政分野における多様な経験に加え、事業経営に関する幅広い経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことを期待して、社外監査役候補者いたしました。
5. 原山保人氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
6. 選任されます各監査役候補者の任期は、当社定款の規定により2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役浦栢健氏は、本定時総会終結の時をもって退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。具体的金額、贈呈の時期及び方法等につきましては取締役会に一任いただきたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、2000年6月の取締役就任時から2006年6月までの在任期間における当社業績への貢献に対する支給のため、相当であります。

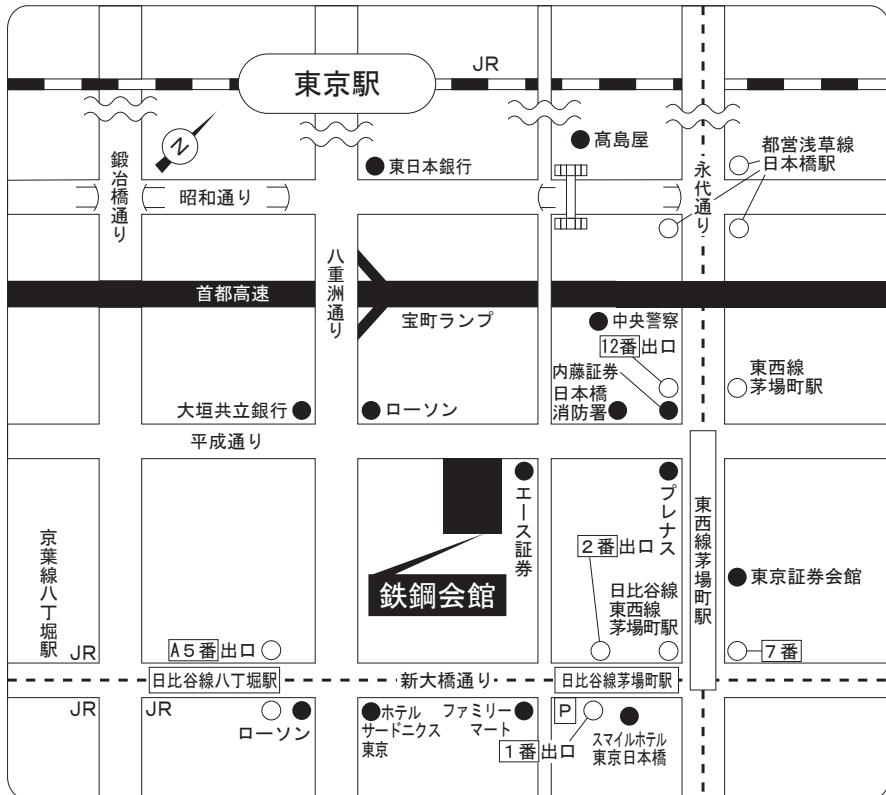
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴	
うらとち けん 浦栢 健	1998年4月	当社業務本部業務部長
	1999年4月	当社事業本部事業部長
	2000年6月	当社取締役事業本部事業部長
	2004年5月	当社取締役事業本部ディーリング部長
	2008年4月	当社取締役事業本部長兼ディーリング部長
	2011年4月	当社取締役ディーリング部長(現任)

以 上

第65回定時株主総会会場のご案内図

会 場 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番10号
鉄鋼会館 7 階701号



最寄駅

◎地下鉄／東京メトロ東西線	茅場町駅	12番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	1番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	2番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	八丁堀駅	A5番 出口	徒歩	約 5分
J R	東京 駅	八重洲口	徒歩	約15分

(お知らせ) 誠に申し訳ございませんが、会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。